予防接種に保護者（父・母・後見人）が同伴できない場合は委任状が必要です

お子さんが予防接種を受ける場合、保護者（父・母・後見人）が同伴することが原則ですが、保護者のやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態を普段からよく知っており、予診票の内容をよく理解している親族（祖父母等）などが同伴し、接種を受けることが可能です。ただし、その場合は保護者の委任状が必要となります。

保護者以外の方が同伴する場合は、保護者がこの委任状に記入し、予診票と一緒に医療機関の受付に提出して下さい。

定期予防接種委任状

年　　月　　日

委任者（保護者）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（保護者自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

緊急時連絡先（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、下記被接種者が定期予防接種を受けるにあたって、下記の者に、本日の予防接種に関する一切の権限を委任します。また、本委任状が在住の各市町村に提出されることに同意します。

被接種者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

予防接種名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受任者（同伴者）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　お子さんとの続柄（＿＿＿＿＿）

連絡先（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※接種する日以前の1年以内が有効です。

※予診票の保護者自署欄に署名するのは、受任者（同伴者）になります。

社会保険田川病院　平成31年1月作成